

ごみの捨て方について

今回は不燃ごみ、粗大ごみの捨て方について詳しく解説をします。

これら2種類のごみは、状態によって出し方に細かな差があります。これから解説するポイントに気を付けて、適切な処分を行いましょう！

不燃ごみの処分方法について

1. 使用する袋は黄色の袋

隠岐の島町の指定ごみ袋(黄色)に入れて、収集日にステーション等に出してください。

ただし、捨てるものによっては指定袋に入れる前に一工夫をお願いします。

2. 危険物・有害ごみ等

ワレモノ・刃物等は、そのまま袋に入れてしまうと他の町民の方や作業員の怪我につながり大変危険です。割れたガラス製品や包丁、カッターなどの刃物を捨てる際には、紙や布で包んでから指定袋に入れてください。

また、取り換えた電球や蛍光灯も収集作業時に割れる危険があるため、紙や布、新品購入時の空き箱などに入れてから指定袋に入れてください。

- 割れたびん
- 陶磁器類

- ガラス製品（コップ・グラス・コーヒーサーバーのガラス部分・ガラス板など）

- 鏡

- 電球・蛍光灯

- 鋭利なもの（カッター、カミソリの刃、ネジなど）

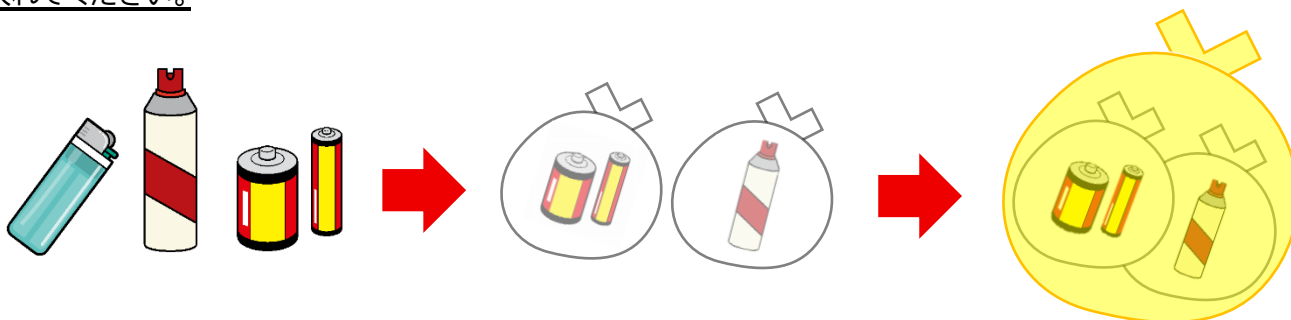
- 水銀を含む温度計など

紙や布などに包んで、指定袋に入れてください。

3. ライター、乾電池、スプレー缶

これらのごみは発火の危険があり、場合によっては大きな爆発を引き起こす可能性もあります。

捨てる際には必ず使い切ったうえで、それぞれを1度別の袋にまとめてから、他のごみと接触しないように指定袋に入れてください。



粗大ごみの処分方法について

1. 粗大の収集は予約制

他のごみと違い、粗大ごみの収集には予約が必要となります。お住まいの地区の「ごみ分別収集カレンダー」をご確認いただき、収集日の1週間前を目安に下記の収集業者へ電話にて予約をしてください。

4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
				燃		
5	6	7 粗大 資源	8	9 燃	10	11
12	13 燃	14 不燃 古紙	15	16 燃	17	18
19	20 燃	21 資源	22	23 燃	24	25
26	27 燃	28 不燃 古紙	29	30 燃		

○左図のように緑色で「粗大」と記載のある日が収集日です。

○収集日の1週間前を目安に収集業者へ電話で予約をしてください。

予約先: 隠岐清掃事業協同組合

T E L: 08512-2-0921

○販売店で「粗大ごみシール」を購入し、必ず張り付けてください。(販売店はガイドブック、ホームページをご覧ください。環境課までご連絡下さい。)

○通行の妨げにならないよう十分配慮して、自宅前やごみステーション等に出してください。

★粗大ごみ(長辺2m未満、30kg以内)1点につき1枚の粗大ごみシールを貼ることが原則ですが、下記の品目は例外として収集します。

例外品目以外で規格を超える場合、町の収集では対応できませんので、下記のいずれかで処分を行って下さい。



品目	数量(上限)	具体例
棒状または細長のもの	5本	物干し竿、カーテンレール、釣り竿 等
複数で1セットになるもの	1セット	スキー板(ストック含む)、こたつ(やぐら、板) 等
軽量なもの	1つ	網戸、障子、アルミサッシ 等
トタン板	2枚	
座布団	5枚	

※ひもで括るなどしてまとめてから、シールを貼ってください。

○収集不可の場合

①清掃センター/リサイクルセンターに直接搬入してください。

②直接搬入する手段がない場合、一般廃棄物収集運搬許可を持つ下記の業者へ運搬を依頼してください。

※別途運搬料金が発生します。

連絡先: 株式会社オキカン

T E L: 08512-2-0296